

特 別 決 議

第28次地方制度調査会の答申をはじめ、道州制導入についての様々な検討がなされている。しかし、これまでの議論は政府や財界主導によるものであり、主権者たる国民の感覚からは遊離したものとなっている。そのような中、地方分権の究極の姿として道州制を唱えても、依然として進まない現在の分権論議をみればその実現性が乏しいのは明白である。

仮に道州制が導入されても、地域間の格差が解消されるとは到底言い難く、むしろ、新たな中央集権体制を生み出すことになりかねず、道州政府と住民との距離も一段と遠いものとなる。

道州と基礎自治体という二層構造を想定し、地域の実態を顧みることなく単なる数合わせで一律につくられた基礎自治体は、真の自治の担い手とは成り得ない。人口が一定規模以上でなければ基礎自治体足り得ないとする考え方は、現存する町村と多様な自治のあり方を否定するものであり、決して看過できない。

これまで農山漁村は我が国にとって重要な役割を果たしてきた。道州制の導入によりさらに市町村合併を強制すれば、多くの農山漁村の住民自治は衰退の一途を辿り、ひいては国の崩壊につながっていく。

どの地域においても国民一人ひとりが安心して暮らすことのできる国土の多様な姿に見合った多彩な基礎自治体の存在こそが地方自治本来の姿であり、この国の活力の源泉であることを忘れてはならない。

よって、我々は、強制合併につながる道州制には断固反対していく。

平成20年11月26日

全国町村長大会

決 議

全国の町村の多くは、農山漁村地域にあり、食料の安定供給や水資源の涵養、自然環境の保全など国民生活にとって極めて大きな役割を果たしてきた。

我々は、そのかけがえのない価値が正しく認識され、農山漁村で人々が暮らし続ける条件を損なうことなく、これらの地域を豊かにしていくことが国民全体の幸せにつながることを改めて強調しておかなければならない。

「平成の合併」により、2,500 余あった町村は 1,000 にまで急減した。少子高齢化や人口流出に加え、三位一体改革によるわずかな税源移譲と 5 兆円を超える地方交付税の削減により、地域の将来を不安視し、合併に走らざるを得なかった町村は少なくない。この間、都市と農山漁村との地域間格差は拡大し、税源が少なく自主財源に乏しい町村はかつてない財政的苦境に追い込まれた。

このような危機的な状況を打破し、町村自治の可能性を拓いていくためには、我々町村長が不断の決意と揺るぎない信念を持って、地域特性や資源を活かした施策を展開しながら、豊かな住民生活と個性溢れる多様な地域社会を実現していかなければならない。そして、そのためには、自律的な財政運営が行えるよう地方交付税をはじめとする必要な財源が確保されることが何よりも重要である。

政府は、今後、町村が自主的・主体的に様々な施策を展開しようよう、特に下記に関し、特段の措置を講じるよう強く要請する。

記

- 一. 地方交付税の持つ財源調整・財源保障機能を堅持するとともに、三位一体改革において削減された地方交付税総額を復元・増額すること。
- 一. 町村が自主的・主体的な地域づくりを進めるための安定的な財政運営を行えるよう、税源移譲を進め、偏在性の少ない地方税体系を構築すること。
- 一. 現行の特別措置法が失効する平成22年4月以降においても、引き続き総合的な過疎対策を充実強化するため、新たな過疎対策法を制定すること。
- 一. 危機的状況にある農林漁業の再生と食料自給率の向上をはかり、総合的な農山漁村対策を推進すること。
- 一. 少子高齢化の進行に対応した医療・保健・福祉施策を強力に推進すること。
- 一. 町村の道路財源充実強化のため、国税・地方税ともに、暫定税率分を含めた現行税率を維持した上で、町村に対するこれまで以上の配分枠を確保すること。
- 一. 市町村合併はいかなる形であれ強制しないこと。
いわゆる「特例町村」制の導入を止め、町村がその多様性に応じ自主的・自律的に活力と魅力ある地域づくりができるよう、地方分権を推進すること。

以上決議する。

平成20年11月26日

全国町村長大会

1. 地方分権の推進

（内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・
厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省）

政府の地方分権改革推進委員会では、昨年11月に「中間的なとりまとめ」、本年5月に「第1次勧告」を行い、平成21年度末までに新地方分権一括法案の提出に向けた勧告を順次行うとしている。

真の地方分権改革は、地方の役割をより拡大させるとともに、地域の自主性・自立性の確立をはかり、住民の満足度を高め、多様性と創造性に溢れた社会を実現することであり、どの地域に暮らしていても「豊かな自治」を実現するものでなければならない。

今後一層の事務・権限の移譲を行うにあたっては、町村の意見を十分に踏まえたものでなければならない。

また、地方分権の担い手となる基礎自治体のあり方は、我が国の国土、歴史、文化等の地域事情を考えれば、多様な自治体が存在することが自然な姿であり、基礎自治体をその規模や単なる数字だけでつくりあげようとするような議論は、分権の流れに逆行するものである。

よって国は、地方分権を進めるにあたり、町村がこれまで果たしてきた役割を十分に認識し、次の事項を実現されたい。

1. 国と地方の役割分担の一層の明確化と権限の移譲を推進すること。
2. 国と地方の二重行政の解消等による行政の簡素化をはかること。
3. 都道府県から市町村への権限移譲については、それぞれの都道府県と市町村の自主性に委ねること。
4. 政府と地方の代表者等が協議を行う「(仮) 地方行財政会議」を早急に設置すること。
5. 市町村合併をいかなる形であれ強制しないこと。